

「令和4年4月歯科診療報酬改定  
～歯科診療報酬の中の歯科補綴物の対価（技工料）について～」

平成4年4月1日より2年に一度の診療報酬改定が歯科においては  
+0.29%行われる。今回の改正について歯科技工関連部門『第12部 歯冠修  
復及び欠損補綴』のポイントを解説させて頂くと共に、歯科医師の立場では、  
まるめ点数で考えられる材料単価の考え方、歯科診療録（カルテ）、歯科技工指  
示書、取引納品書、歯科技工録の関連性及び重要性、また対価としての考えを  
お話しさせて頂きたい。

デジタル技工かが拡大する中で歯科用 CAD/CAM 冠等、歯科技工所関連系が常態  
化している、小規模歯科技工所のインボイス制度の対応についても歯科技工業  
界で働くものとしての解釈としてお話しさせて頂きたい。